

鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱（平成27年鹿屋市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条中「次に」を「別表第2に」に改め、同条各号を削る。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

分類	工事内容	対象範囲
屋根	塗装の塗り替え	塗装の塗り替え（仮設足場の設置を含む。）
	瓦等のふき替え	下地、破風、軒先等の修繕及び補修、瓦等のふき替え（当該工事により生じた廃材の処分及び仮設足場の設置を含む。）
	防水工事	屋根のシート防水、塗膜防水等（仮設足場の設置を含む。）
外壁	塗装の塗り替え	塗装の塗り替え（仮設足場の設置を含む。）
	外壁の改修	サイディング、下見板、モルタル壁、下地等の修繕及び補修（当該工事により生じた廃材の処分及び仮設足場の設置を含む。）
居室等	間取りの変更	部屋の分割及び合体並びにコンセントの設置（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
	補強工事	耐震補強工事
床	畳及び床の張り替え	畳、フローリング、塩ビシート等の張り替え及び交換並びにベランダ、下地板、根太等の修繕及び補修（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
	屋内の段差解消	床のかさ上げ、フローリングの増張等
	断熱改修	断熱材の施工
壁及び天井	壁紙、タイル等の張り替え	塗壁、壁紙、化粧合板等の張り替え（当該工事により生じた廃材の処分及び仮設足場の設置を含む。）
	建具等の交換及び設置	ふすま、障子、内窓その他の建具等の交換及び設置、エアコン等の取り外し等（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）

	断熱改修及び耐震改修	断熱材の施工、耐震補強工事等（仮設足場の設置を含む。）
台所	台所の改修	換気扇、システムキッチン、シンク等の交換、床、壁及び天井の張り替え（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
浴室等	浴室及びトイレ洗面所の改修	床、壁及び天井の張り替え、システムバス、浴槽、便器等の交換等（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
感染予防に関する工事	部屋全体につながる換気設備の設置	24時間換気扇の改修
	テレワークに関するスペース等の設置	インターネット環境の整備に伴う電気及び通信の宅内配線工事
省エネ化に関する改修	LED及びセンサー付き照明器具の設置	LED及びセンサー付き照明器具への交換。ただし、電気工事を伴うものに限る。
	エコキュートの設置	エコキュートへの交換（当該工事により生じた廃材の処分を含む。）
	太陽熱温水器の設置	住宅の敷地内並びに住宅及び付属車庫の屋根への設置工事（仮設足場の設置を含む。）
	IHヒーターの設置	ガスからIHヒーターへの交換。ただし、電気工事を伴うものに限る。
	住宅の省エネに向けた屋根、壁及び開口部の断熱改修等	断熱効果の高い樹脂サッシ、ペアガラス等への交換、断熱材の施工等（仮設足場の設置を含む。）
衛生関係	シロアリ駆除	シロアリ駆除（同表に規定する他の工事と併せて行う場合に限る。）

	ハウスクリーニング	床、壁、天井、設備等の清掃（同表に規定する他の工事と併せて行う場合に限る。）
その他市長が適当と認める工事		

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、改正後の鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。